

別添1 白井市立清水口保育園民営化に当たっての条件

運営事業者は、移管後の認定こども園の運営に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、白井市（以下「市」という。）及び関係機関の指示、指導内容に加え、次の移管条件を遵守しなければならない。

1 認定こども園の設置認可に関すること

(1) 移管後の施設類型

認定こども園（保育所型又は幼保連携型）

(2) 市との連携

移管後の運営に当たっては、市と協定を締結した上で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8の規定に基づく公私連携保育法人又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第34条の規定に基づく公私連携法人の指定を受けること。

(3) 土地の貸付け及び建物等の譲渡に係る手続

- ① 土地の貸付け及び建物等の譲渡については、本件に係る議会の議決後に契約を締結する。
- ② 譲渡を受ける建物は、契約締結後、直ちに表題登記その他必要な登記申請を行うこと。
- ③ 上記の契約の締結に必要な公正証書の作成手数料、登記に必要な印紙代その他の土地の貸付け、建物等の譲渡に係る手続に要する費用は、全て運営事業者の負担とする。

(4) 空調設備及び照明設備のリース契約の引継ぎに係る手続

- ① 空調設備及び照明設備のリース契約の引継ぎに関して必要な手続を行うこと。
- ② 契約引継ぎに係る手続に要する費用は、全て運営事業者の負担とする。

(5) 駐車場の使用に係る手続

離山児童公園内に設置する専用駐車場の使用に関して必要な手続を行うこと。

(6) 認定こども園の設置認可に係る手続

- ① 移管（認定こども園の設置）に当たっては、公私連携保育法人又は公私連携法人の指定申請及び認定こども園の設置に必要な手続を行い、所要の許認可等を得ること。
- ② 認定こども園の設置認可に係る手続に必要な費用は、全て運営事業者の負担とする。

2 移管後の定員に関すること

移管後の定員は、下表に掲げるクラスごとの児童数を目安として、移管前の利用状況や市内の保育需要の動向などを踏まえ、市と運営事業者の協議により決定する。

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2号認定及び3号認定	6	15	18	20	25	25
1号認定				市との協議により決定		

3 認定こども園の運営に関すること

(1) 基本事項

① 開所時間

午前7時から午後7時までを原則として、市と運営事業者の協議により決定する。

② 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月29日、30日、31日を原則として、市と運営事業者の協議により決定する。

③ 対象児童

0歳児（生後8週）から就学前までの児童

(2) 教育・保育の内容

- ① 認定こども園における教育・保育内容については、「保育所保育指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）又は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示

第1号)を基本とし、関係法令を遵守すること。

- ② 移管前の白井市立清水口保育園（以下「清水口保育園」という。）から継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、当該園がこれまで実践してきた教育・保育の内容との継続性に配慮したものとすること。
- ③ 保護者及び地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、清水口保育園がこれまで実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得ながら、これを更に発展させるよう努めること。
- ④ 児童や保護者の宗教等の多様性に配慮し、宗教的な行事や行為は、原則として行わないこと。ただし、クリスマス会等の一般的な行事については、この限りではない。

(3) 特別な支援を要する児童の受入れについて

- ① 障がい児や医療的ケアを必要とする児童等、特別な支援を要する児童を受け入れるための体制を整備し、これらの児童が集団生活を通じて全体的な発達を促されるよう配慮した教育・保育を実施すること。
- ② 移管前に清水口保育園を利用していた特別な支援を要する児童については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(4) 職員の配置

- ① 法令等に規定する基準を遵守するとともに、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設長

認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業A型のいずれかにおいて通算3年以上施設長としての経験を有し、かつ運営法人において3年以上継続して雇用されている者を、専任かつ常勤で配置すること。

イ 主任保育士又は主幹保育教諭

認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業A型のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の経験を有する者を配置すること。

ウ 栄養士等

栄養士又は管理栄養士を配置すること。

エ 看護師等

看護師又は准看護師を配置すること。なお、原則として常勤とすること。

- ② 常勤職員については、質の高い職員を確保するとともに、経験、年齢のバランスが取れた職員配置に努めること。

- ③ 特別な支援を要する児童の人数や障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ④ 安定した教育・保育の引継ぎ及び運営を行うため、清水口保育園に勤務している会計年度任用職員等が、移管後も引き続き当該園での就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。

(5) 給食及び食育

- ① 給食は、自園調理方式により提供するとともに、給食を通じて児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。また、1号認定子どもに対しても給食を提供すること。
- ② 栄養士が作成する献立に基づき、季節感に配慮した給食を適時・適温で提供すること。
- ③ 児童の身体的な発育状況やアレルギー等、児童の心身の状況に応じた配慮を行うこと。アレルギー対応については、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
- ④ 宗教上の対応が必要な場合は、配慮を行うこと。
- ⑤ 食材等は、地産地消を基本とし、安全な食材を使用すること。

(6) 保護者負担等

- ① 保育料は、各市町村が条例等により定める利用者負担額とすること。
- ② 保育料以外の上乗せ徴収、実費徴収等の費用の徴収に当たっては、事前に保護者に説明し、理解を得ること。
- ③ 給食費及び延長保育料は、移管後3年間、市立保育所と同額とすること。なお、給食費及び延長保育料に係る市の補助の有無及び内容については、市と運営事業者の協議により決定する。

(7) その他の事項

- ① 児童の事故等に備えるため、損害賠償保険に加入すること。
- ② 苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。
- ③ 令和9年度において清水口保育園に在籍している児童について、引き続き通園できるよう配慮すること。

4 子育て支援事業に関すること

(1) 実施する事業

移管前に清水口保育園で実施している子育て支援事業については、原則として移管後の施設において引き続き実施すること。

現在実施している子育て支援事業は、下記のとおり。

事業名	実施日	実施時間	定員
①一時保育（一時預かり事業）	保育園と同じ	平 日：午前8時30分から 午後4時30分 土曜日：午前8時30分から 午後0時30分	概ね 10人
②子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）		平 日：午前9時から 午後3時30分 土曜日：午前9時から 正午（月2回）	概ね 10組
③こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	保育園と同じ。（土曜日は除く。）	平 日：午前9時から午前11時	6人

※ ③は、令和8年4月から実施予定

(2) 事業実施に係る市及び保護者の費用負担

① 一時保育（一時預かり事業）

ア 市と運営事業者の委託契約により実施し、市は、委託料を支払うものとする。

（参考：令和7年度の実施状況を基にした委託料及び利用料の合計額（概算）
年額5,289,200円）

イ 運営事業者は、市が定める利用料の他、給食費等、保護者が実費負担するものとして市が認めた費用を保護者から徴収するものとする。

② 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

ア 市と運営事業者の委託契約により実施し、市は、委託料を支払うものとする。

（参考：令和7年度の実施状況を基にした委託料（概算）年額9,338,000円）

イ 運営事業者は、制作材料費等、保護者が実費負担するものとして市が認めた費用を保護者から徴収するものとする。

③ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

ア 運営事業者は、法令等により定める利用料の他、給食費等、保護者が実費負担するものとして市が認めた費用を保護者から徴収するものとする。

5 児童発達支援事業に関すること

(1) 児童発達支援事業の実施

障がいのあるこどもが、その特性や状況に応じた療育及び教育・保育を受けられる体制を整備するため、移管後の施設において、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業（以下、本項において「事業」という。）を実施すること。

(2) 定員

10名以上を原則として、市と運営事業者の協議により決定する。

(3) 事業実施の準備

ア 事業の実施に係る施設改修、備品の整備その他の事業の実施に当たって必要な準備は、運営事業者が行うものとする。なお、施設改修を行う場合は、改修内容、日程等について、事前に市と協議の上、実施すること。

イ 事業の実施に当たっては、事業所指定に係る手続きその他必要な手続を行うこと。

ウ ア、イに掲げるもののほか、事業の実施に必要な準備等に要する費用は、原則として、運営事業者の負担により行うこと。ただし、国等の補助金が活用できる場合は、この限りではない。

(4) 認定こども園との連携

障がいのあるこどもが適切な支援を受けられるよう、移管後の認定こども園との密接な連携の下、事業を実施すること。

6 移管準備に関すること

(1) 市が開催する民営化に関する保護者説明会に出席すること。出席者は、法人を

代表し、責任をもって対応できる者とすること。

- (2) 教育・保育内容の引継ぎに当たっては、市と連携して行うこととし、運営事業者決定後に締結する「白井市立清水口保育園の移管に係る協定書（骨子案）」（別添7参照）の内容及び運営事業者決定後に市が策定する引継計画に基づき実施すること。
- (3) 引継ぎに必要な人員は、運営事業者において確保すること。

7 移管後の市への協力に関すること

- (1) 移管後に市が実施する、次の取組について協力すること。
 - ① 市職員による訪問（巡回訪問及び随時訪問）
 - ② 市及び運営事業者による定期的な連携会議
 - ③ 保護者アンケート
 - ④ 民営化の効果検証その他の市が行う取組
- (2) 清水口保育園が、現在、指定福祉避難所として指定されていることを踏まえ、移管後も引き続き指定福祉避難所としての機能を維持するために必要な協力をすること。なお、協力の具体的内容については、市と運営事業者の協議により決定する。

8 留意事項

- (1) 市が、次に掲げる事項について、運営事業者が誠実に履行していないと判断したときは、募集要項4(2)②に定める貸付料の免除を行わないものとする。
 - ① 「白井市清水口認定こども園運営事業者募集要項」に定める事項
 - ② 「白井市立清水口保育園民営化に当たっての条件」に定める事項
 - ③ 運営事業者決定後に市と運営事業者が締結する協定の内容
- (2) 前項の規定に基づく貸付料免除の取り消しは、令和10年4月1日以降の免除分から効力を生じるものとし、既に免除した貸付料については、市が運営事業者から徴収するものとする。